

第3章 計画の推進

1 施策目標と個別施策

目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1 - (1) 子どもと親の健康の確保・増進

安心して妊娠・出産ができるよう支援するとともに、乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう各種健診や訪問指導、健康相談の実施により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	母子保健地域組織育成事業	妊婦訪問等に従事している保健推進員に対する研修を実施する。	拡充	総合保健センター
2	事故防止対策	健診・のびのび子育て広場・公民館等の依頼による育児教室等の場で、子どもの事故防止についての講義を実施する。	継続	総合保健センター
3	乳幼児健診	4 か月・1 歳 6 か月・3 歳 3 か月児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消の場となるよう相談体制を充実する。	拡充	総合保健センター
4	乳幼児相談	乳幼児を対象とした相談の場を設け、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換の場として活用してもらう。また、公民館・サークル等の依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等による出前相談を行う。	拡充	総合保健センター
5	母乳育児相談	助産師による母乳育児相談を、乳児相談・乳幼児相談と同時に実施する。母乳に関する相談に個別で対応し、母親の不安を解消し、母乳育児の推進を図る。	継続	総合保健センター
6	電話による健康相談	子どもと母の健康に関する相談について専用ダイヤルを設置し、相談に応じる。また、助産師による相談の機会を設け、不妊・更年期等の相談にも応じる。	拡充	総合保健センター
7	2 歳児親子歯科健診	2 ～ 2 歳 6 か月児を対象に歯科健診・おやつの話・ブラッシング指導を実施する。口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図る。	継続	総合保健センター
8	フッ化物塗布・洗口事業	口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図るため、歯ッピーフェスティバル・健康まつりでフッ化物塗布・洗口を実施する。また、保育所の 5 歳児クラスを対象にフッ化物洗口を行う。	継続	総合保健センター

9	予防接種の接種率向上	三種混合・麻疹・風疹等法定接種の予防接種について、接種に関するPRを実施するとともに、未接種者に対し、乳幼児健診及び就学前健診での接種勧奨等接種率向上のための取組を行う。	拡充	総合保健センター
10	保健推進員による妊婦訪問	訪問を希望する妊婦に対し保健推進員が訪問し、市の母子保健事業の紹介、近隣の公園・サークル・小児科等の情報提供を行い、妊娠中及び産後の育児に対する不安の解消を図る。	拡充	総合保健センター
11	新生児、産婦訪問指導	第1子の母子及び希望があった第2子以降の乳児・里帰り出産児（概ね出産後2か月まで）に対し、助産師が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、虐待の早期発見に努める。	拡充	総合保健センター
12	乳幼児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師が訪問指導を実施する。	拡充	総合保健センター
13	不妊に対する支援	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する治療費の助成、不妊専門相談センターの開設、電話健康相談での相談を実施する。	継続	総合保健センター
14	妊婦健康診査	妊娠届受理時に、母子健康手帳と一緒に受診票を発行し、妊娠中の異常の早期発見・妊婦の健康の保持・増進を図る。	継続	総合保健センター
15	母親学級・両親学級	妊婦やその夫を対象とした教室で、妊娠・出産・育児についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また妊婦同士の交流を図り、父親の育児参加を支援する。	拡充	総合保健センター
16	マタニティ体操	妊娠6か月以上の妊婦を対象に、出産準備が積極的にできるよう体操や呼吸法を指導する。	継続	総合保健センター
17	マタニティクッキング	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠期及びその後の食生活をより良くすることを目的とし、調理実習・指導を行う。	継続	総合保健センター
18	妊婦歯科健診	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠中に起こりやすい歯科疾患の予防のため健診と歯みがき指導を実施する。	継続	総合保健センター
19	母子栄養食品の支給	低所得世帯の妊産婦・乳児に対し粉ミルクを支給し、併せて健康状態、育児状況の把握・指導を行う。	継続	総合保健センター
20	のびのび子育て広場	10～11か月児と保護者を対象に、生活習慣の確立・事故防止の啓発を行うとともに、育児不安の解消と仲間づくりを支援する。	継続	総合保健センター
21	離乳食教室	4か月児健診時・離乳食の初期・中期に教室を開催し、離乳食についての指導を行う。	継続	総合保健センター

22	おやつと歯みがき教室	2歳6か月から4歳児とその保護者を対象におやつづくりを行うことで、おやつのあり方の興味を高めると同時に、口腔内の手入れのしかたについて指導を行う。	継続	総合保健センター
23	育児関連講座等への協力	公民館等からの依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等が出向き、子育てに関する講座を実施する。	拡充	総合保健センター こども家庭課
24	未熟児・長期療養児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師が訪問指導を実施する。	拡充	総合保健センター
25	ひよこ教室・ひよこサロン	未熟児及び保護者を対象に、乳幼児の成長の確認・育児支援及び育児不安の解消・親同士の交流の場の確保を図る。	継続	総合保健センター
26	ダウン症児を持つ親の会	ダウン症児の保護者が情報交換や講演会を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	継続	総合保健センター
27	食物アレルギーの子どもをもつ親の会	食物アレルギーの子どもをもつ保護者の会に、随時情報提供・育児不安の解消等の支援を行う。	継続	総合保健センター
28	すくすくクリニック	未熟児及び主に4か月児健診等で発育・発達に遅れがみられる概ね1歳までの子どもを対象に診察・相談を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。	継続	総合保健センター
29	発育・発達クリニック	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	総合保健センター
30	こどもの心の健康相談	乳幼児健診・相談等で心の健康に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	総合保健センター
31	多胎児をもつ親の会	多胎児をもつ保護者が、より専門的な育児の相談・保護者同士の情報交換等を行い、多胎児の育児をより楽しくプラス思考で行なえるよう支援する。	継続	総合保健センター
32	乳幼児医療費の助成	子どもの健康の確保と、親の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児が医療機関等にかかった際に保険診療の自己負担分を助成する。	拡充	福祉医療課

1 - (2) 「食育」の推進

子どもが生涯にわたり健康に過ごせるよう、成長段階に応じた食に関する指導を充実するとともに、情報発信活動や地域における「食育」の推進に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	幼稚園・保育所等における指導	乳幼児期の健全な成長発達を目指し、食事習慣の形成、衛生習慣の確立を図るとともに、食事の楽しさ、大切さについて指導を行う。	拡充	こども家庭課
2	小・中学校への指導	児童生徒が生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けるため、「食」に関する指導を行う。	継続	学校管理課 給食センター 教育指導課
3	地域の特色を活かした「食育」の実践活動	地場産農産物の食材を積極的に献立に導入し、指導資料等で学校、地域に情報を発信する。	継続	給食センター
4	情報発信活動	食生活改善推進員協議会・地域活動栄養士会等と連携しあい、健康まつり・歯ッピーフェスティバル等の場を通して情報発信活動を展開するとともに、食生活改善習慣のポスターを掲示する。	拡充	総合保健センター
5	乳幼児健診・相談時の栄養相談	乳幼児健診・相談の際に栄養士による相談コーナーを設け、個別的な栄養相談・教育を実施する。	拡充	総合保健センター
6	食生活改善推進員協議会の活動支援	食生活改善推進員協議会の活動を支援し、地域における「食育」を推進する。	拡充	総合保健センター
7	地域活動栄養士会との協働	地域活動栄養士会(PFCの会)の活動を支援し、地域における「食育」を推進する。	拡充	総合保健センター
8	マタニティクッキング・離乳食教室・おやつと歯みがき教室・2歳児親子歯科健診での展開	妊婦・離乳期・幼児期を対象とした食に関する教室を開催し、望ましい食生活・食べることの楽しさ等食事を通じた健康づくり・「食べる力」を育む支援を行う。	拡充	総合保健センター

1 - (3) 思春期保健対策の充実

子どもたちが自らの健康を害することのないよう、薬物乱用防止教育に取り組むとともに、母性・父性を育てる体験学習や、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	薬物乱用防止啓発	リーフレット等を配布するなど、啓発を図る。	継続	教育指導課 保健総務課
2	思春期保健相談	学校保健分野の関係機関と連携をとり、電話等による思春期相談を実施する。	新規	保健予防課 総合保健センター
3	子育て体験学習	学校からの依頼により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	新規	総合保健センター
4	中学生の健康教育	学校からの依頼により、母性・父性の準備期である中学生を対象に、望まない妊娠や性感染症の予防の知識の普及、生命の大切さ・出産や育児の良好なイメージづくりを普及させていく。	継続	総合保健センター
5	飲酒・喫煙防止対策	アルコールやたばこが子どもの健康に及ぼす弊害について、広報・ポスター等により啓発活動を行うとともに、中学生の健康教育開催時に正しい知識の普及を行う。	拡充	総合保健センター
6	性感染症対策	エイズを含む性感染症の対策として、月3回の血液検査及び相談を実施するとともに、パンフレットの配布、講演会、広報川越等により予防啓発を行う。	継続	保健予防課

1 - (4) 小児医療の充実

子どもの急な病気等に対応できるよう小児救急医療や休日急患・小児夜間診療の充実に努めるとともに、障害のある子どもや特定疾患の子ども等に対する医療給付の充実に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	小児救急医療対策事業	第二次救急医療圏単位で、休日及び夜間に小児科を有する病院群が輪番制による診療を行う場合に、当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な経費の一部を助成する。	継続	保健総務課
2	休日急患・小児夜間診療事業	小児の初期救急医療を確保するため、休日及び夜間（土曜日を除く。）に小児科の診療を行う。	継続	保健福祉推進課
3	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、養育のため指定養育医療機関に入院が必要な場合、その養育に必要な医療給付を行う。	継続	総合保健センター

4	身体障害児育成医療給付等	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会情報等の情報提供を行っていく。	継続	総合保健センター
5	結核児童療育医療給付	結核児童に対して、その児童の心身両面にわたる健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。	継続	総合保健センター
6	小児慢性特定疾患医療給付	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会等の情報提供を行っていく。	継続	総合保健センター

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

2 - (1) 次代の親の育成

次代を担う子どもたちが、将来の自分の生き方を探り、自立した大人として成長するよう、中学生社会体験事業や子育て体験学習等により、次代の親の育成に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	男女平等教育研修会	教職員を対象に、男女共同参画社会の実現についての講演会を年1回開催する。	継続	教育指導課 教育研究所
2	中学生社会体験事業	全市立中学校において、地域の事務所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	継続	教育指導課
3	子育て体験学習 (1-(3)-3の再掲)	学校からの依頼により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	新規	総合保健センター

2 - (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、「生きる力」の育成と、「確かな学力」の向上のため、教職員研修や指導方法の工夫改善を図るとともに、相談体制や各種体験活動等、教育環境等の整備に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	小・中学校への指導 (1-(2)-2の再掲)	児童生徒が生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けるため、「食」に関する指導を行う。	継続	学校管理課 給食センター 教育指導課
2	子ども情報提供事業	子どもたちの体験等の情報を提供するため、子ども情報誌「小江戸探検隊」の発行と、子ども情報のホームページを作成する。	継続	生涯学習課

3	臨床心理士配置事業	教育総合相談センターに臨床心理士を配置し、学校からの要請に応え助言・援助したり、教育総合相談センターでの相談に助言したりする。	新規	教育研究所
4	さわやか相談員配置事業	中学校のさわやか相談室に相談員を配置し、生徒や保護者、学区の小学校児童等の相談を受けたり家庭訪問を行ったりする。	継続	教育研究所
5	学校カウンセリング研修事業	教職員がカウンセリングに必要な理論や技法を身に付けるため学校カウンセリング初級・中級研修会を実施する。	継続	教育研究所
6	適応指導教室	教育総合相談センターにおいて不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通してよりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行う。	継続	教育研究所
7	総合的な学習の時間の支援	横断的総合的な学習や児童生徒の興味関心に基づく学習などを行う総合的な学習の時間の充実を図るための研修会の実施、研究資料の作成を行う。	継続	教育指導課 教育研究所
8	川越市教職員研修事業	教職員の資質向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施する。	拡充	教育研究所
9	指導方法の工夫改善、少人数学級	確かな学力の定着を目指し、少人数指導等、指導方法を工夫改善し、きめ細かな指導を行う。また、小学校第2学年、中学校第1学年で、1学級概ね35人を超える学年に1学級増を行い、少人数学級にすることにより、授業や生活面等でよりきめ細かな指導を行う。	拡充	教育指導課 学校管理課
10	教育副読本の整備	小学校3、4年生の社会科の地域学習において活用する副読本を整備する。	継続	教育指導課
11	中学生社会体験事業 (2-(1)-2の再掲)	全市立中学校において、地域の事務所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	継続	教育指導課
12	国際理解教育	小学校における総合的な学習の時間等の国際理解教育、英語活動の充実のための研修会の実施、研究資料の作成を行う。	継続	教育研究所
13	情報教育	児童・生徒の情報活用能力を育成するため、情報教育について研修会を実施するとともに、コンピュータ等情報教育機器の整備、研究資料の作成を行う。	継続	教育研究所
14	土曜体験教室	学校週5日制対応事業として、子どもに豊かな体験の場を提供するため、藍染めや鎧の着装、和紙作りやお正月飾りの作製等の体験を行う。	継続	博物館
15	子ども博物館教室	子どもに博物館に親しんでもらうとともに、身近な川越の歴史や文化財への理解や関心を深めるため、川越の歴史や文化についての学習、はにわ作りや昔の織物の体験などを行う。	継続	博物館

16	夏休み子ども体験	学校との連携を図り、夏季休業日を活用して、学校教育と連動した学習や体験の場として、ミニ縄文土器作りや和楽器の体験などを行う。	継続	博物館
17	昔の遊び	昔のいろいろな遊びを体験することを通して、当時の人々のくらしや文化に親しむことを目的に、ベーゴマ回しやわりばし鉄砲作り、紙芝居など、昔の遊びを体験する。	継続	博物館
18	ミュージアムシアター	歴史や平和をテーマにした子ども向けの映画を上映する。	継続	博物館
19	人権教育	市民一人一人の人権意識の高揚を図るため、人権に関する学習の機会や情報の提供を行う。	継続	生涯学習課
20	人権啓発事業	人権意識の高揚と差別意識や偏見の解消に向けた啓発をさまざまな機会を利用し行う。	継続	人権推進課
21	学校部活動補助事業	小学校クラブ活動費、中・高・養護学校部活動費の補助を行う。	継続	教育指導課
22	公立学校施設の整備	学校施設の耐震性能の向上を図るとともに施設・設備等の改善改修を行う。	継続	教育財務課
23	幼児教育振興プログラムの策定	幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、「幼児教育振興プログラム」を策定する。	新規	教育指導課
24	育児関連講座	育児に関する情報や親子でふれあいを深める学習機会を提供する。	継続	中央公民館
25	幼保小連絡懇談会の実施	幼稚園・保育所・小学校の連絡懇談会を実施する。	継続	教育指導課
26	川越市子ども読書活動推進計画の策定・推進	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子ども読書活動推進計画を策定し、施策を推進する。	新規	教育指導課
27	学校図書館図書の整備	文部科学省が示している「学校図書館図書標準」に基づく整備冊数を目標に、学校図書館図書の整備充実を図る。	拡充	教育指導課
28	小江戸読書マラソン事業	小学校全学年を対象に、読書記録カードと認定証を配布し、6箇月で30冊の読書を目指して取り組むことにより読書活動を推進する。	継続	教育指導課
29	小江戸中学生読書手帳事業	中学校全学年を対象に、保護者・教職員等から募集した推薦図書を掲載した小冊子「小江戸中学生読書手帳～この本 読んだ？～」を配布し、読書活動の推進を図る。	継続	教育指導課

2 - (3) 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭教育講座や地域活動の推進、ボランティアの活用等により、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	教育相談・就学相談事業	幼児から高校生までの教育に関わる様々な悩みについて、相談を行う。また、ことばなどの障害や就学に関わる相談に応じる。さらに、不登校の児童生徒に対して学校復帰に向け指導や援助を行う。	継続	教育研究所
2	不登校児童生徒保護者セミナー	不登校児童生徒の保護者向けセミナーを開き、悩みを聴き、子どもへの関わり方の支援や情報の提供を行う。	継続	教育研究所
3	学習相談	学習相談員を配置し、家庭教育についての相談を行う。	継続	生涯学習課
4	家庭教育学級	市内公立小中学校のPTAに家庭教育に関する講座の実施を委託する。	継続	生涯学習課
5	家庭教育講座	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充	中央公民館
6	総合型地域スポーツクラブ	青少年の健全育成や地域のコミュニティの形成を主な目的とした地域住民の自主的・自立的な運営による多種目・多世代型のスポーツクラブを設置・育成する。	拡充	市民スポーツ課
7	スポーツ少年団	子どもの健全な成長・発達に必要な体力を高めるよう、スポーツ少年団の育成指導を行う。	継続	市民スポーツ課
8	学校体育施設開放事業	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、市内の小学校及び中学校の体育施設を住民に開放する。	継続	市民スポーツ課
9	人材バンク	講師等ができる市民に登録してもらい、各学校や地域団体に活用してもらう。	新規	生涯学習課
10	学生ボランティアの活用	各種事業に市内大学の学生ボランティアに参加してもらう。	新規	生涯学習課
11	出前講座	職員が、地域に出向いて環境問題やまちづくり等行政に関する講座を行う。	新規	生涯学習課
12	エコチャレンジファミリー事業	希望する家庭に電力量を測る機器を貸し出し、家族で省エネ活動に取り組んだ家庭を「エコチャレンジファミリー」として認定することにより、省エネの取り組みを広げ、地球温暖化防止に貢献できる子どもを育成する。	継続	環境政策課
13	市民環境調査	子どもを含めた市民による環境調査を実施し、児童、生徒の手により集められた情報を本市の環境政策に反映することにより、良質の体験を通じた環境学習を行う。	継続	環境政策課

14	星空観察の集い	星空を観察するという身近な方法を通じて大気環境の状態を調査し、子どもたちが大気環境と人間活動との関わりについて考える機会をつくる。	継続	環境政策課
15	省エネ・新エネフェア in 産博	展示物やイベントを通じ、地球温暖化・省エネ・新エネ等に対する普及啓発活動を行うことで地球環境保全に意識の高い子どもを育成する。	継続	環境政策課
16	環境ふれあい教室（水生生物調査）	水生生物の生息状況を調べて、川の水質を知ることにより、水辺への親しみや身近な環境問題に関心を高めてもらう機会をつくる。	継続	環境保全課
17	夏休み親子リサイクル体験ツアー	ごみの現状を理解し、ごみの減量や分別またりサイクルの大切さを認識してもらうために、小学生と保護者を対象に清掃センターなどの施設見学や廃材を利用した工作教室を行う。	継続	環境業務課
18	市民の森	自然に学び、自然とふれあえる場として市民の森を整備する。	継続	環境政策課
19	子どもエコクラブ	子どもたちが地域の仲間と一緒に、身近な環境や地域環境に関する学習や具体的な取り組み、活動ができるよう支援する。	継続	環境政策課
20	エコチャレンジスクール	全校で環境にやさしい取組を通して学校版 ISO を実施し、環境教育を行う。	継続	教育研究所

目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

3 - (1) 親の学びの機会の充実

妊娠・出産・育児についての不安や悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、母親学級・両親学級等親の学びの機会の充実に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	母親学級・両親学級 (1-(1)-15の再掲)	妊婦やその夫を対象とした教室で、妊娠・出産・育児についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また妊婦同士の交流を図り、父親の育児参加を支援する。	拡充	総合保健センター
2	育児関連講座	育児に関する情報や、親子でふれあいを深める学習機会を提供する。	継続	中央公民館
3	家庭教育講座 (2-(3)-5の再掲)	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充	中央公民館

3 - (2) 親の社会参画の機会の充実

子育て中の親が身近な地域で人々とふれあい、子どもとともに成長することができるよう、つどいの広場等、親が社会参画する機会の充実に努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	「つどいの広場」	主に乳幼児を持つ子育て中の親や子の交流、集いの場を提供する。	新規 目標事業量: 10箇所	こども家庭課
2	家庭教育学級 (2-(3)-4の再掲)	市内公立小中学校のPTAに家庭教育に関する講座の実施を委託する。	継続	生涯学習課
3	イベント等への参加促進	市が主催するイベント等において、親の参加を促進するために託児を実施する。	新規	全庁的に対応

目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

4 - (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができる社会の実現を図るため、育児休業、再雇用制度等の普及を促進し、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しに努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	育児休業取得等の推進・啓発	育児休業取得の推進や女性の再雇用制度の普及等、事業所及び従業員に対して商工団体及び各種セミナーを通じリーフレット等を配布し啓発を行う。	拡充	商工振興課
2	ハローワーク求人情報の提供	ハローワーク川越の発行している求人情報を庁舎・出張所等に設置して、就業を希望する市民に対して情報提供を行う。	継続	商工振興課
3	求職相談	ハローワーク川越と協力し、高年齢者職業相談室等の相談業務を行う。	継続	商工振興課
4	資格・技能情報の収集と提供	国や県などと連携し、資格や技能を取得できるような情報収集して市民に提供する。	継続	商工振興課
5	国・県の機関との連携	国や県などと連携し、求人情報の収集・提供、各種講座の開催、相談窓口の紹介・周知を図る。	継続	商工振興課
6	労働基本調査	市内事業所の労働条件、福利厚生等の実態を把握するため定期的に調査を実施する。	継続	商工振興課
7	労働相談	従業員、事業主を対象に労働相談を定期的に実施する。	継続	商工振興課
8	一般事業主との連絡協議会	次世代育成支援対策行動計画に係る連絡協議会を開催し、計画の円滑な実施を図る。	新規	こども家庭課
9	女性の就労支援事業	資格取得や再就職のための知識や技能を習得するための講座等を実施する。	継続	女性会館

4 - (2) 仕事と子育ての両立の推進

子育て中の家庭が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスを充実するとともに関係機関への支援に努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	ファミリー・サポート・センター事業 (5-(1)-8に掲載)	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	拡充	こども家庭課
2	学童保育事業 (5-(1)-1に掲載)	保護者の就労等により放課後の家庭が常時留守になっている児童を学童保育室で保育する。	拡充	教育財務課
3	病後児保育事業（施設型） (5-(1)-2に掲載)	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、病気の回復期にある乳幼児の保育を行う。	新規	こども家庭課
4	一時保育事業 (5-(1)-3に掲載)	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	拡充	こども家庭課
5	特定保育事業 (5-(1)-4に掲載)	親の就労等により家庭での保育が困難な児童を対象に、週に2、3日程度、午前又は午後のみ柔軟に利用できる保育を行う。	新規	こども家庭課
6	「つどいの広場」 (3-(2)-1の再掲)	主に乳幼児を持つ子育て中の親や子の交流、集いの場を提供する。	新規	こども家庭課
7	法人立保育所への支援 (5-(2)-7に掲載)	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。	拡充	こども家庭課
8	家庭保育室委託事業 (5-(2)-8に掲載)	保護者の就労等により保育に欠ける3歳未満児の保育業務を家庭保育室に委託する。	拡充	こども家庭課
9	認可外保育施設への助成制度 (5-(2)-9に掲載)	乳幼児（0、1、2歳児）を保育している認可外保育施設への助成制度の充実を図る。	拡充	こども家庭課
10	認可外保育施設等の認可化支援 (5-(2)-10に掲載)	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	拡充	こども家庭課
11	幼稚園での預かり保育事業 (5-(2)-11に掲載)	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で行っている預かり保育事業の支援を行う。	拡充	こども家庭課

目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5 - (1) 地域における子育て支援サービスの充実

子どもが身近な地域で心身共に健やかに成長することができるよう、一時保育・特定保育事業等地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	学童保育事業	保護者の就労等により放課後の家庭が常時留守になっている児童を学童保育室で保育する。	拡充 目標事業量: 2,082人	教育財務課
2	病後児保育事業 (施設型)	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、病気の回復期にある乳幼児の保育を行う。	新規 目標事業量: 1箇所 10人	こども家庭課
3	一時保育事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	拡充 目標事業量: 24箇所 120人	こども家庭課
4	特定保育事業	親の就労等により家庭での保育が困難な児童を対象に、週に2、3日程度、午前又は午後のみ柔軟に利用できる保育を行う。	新規 目標事業量: 24箇所 120人	こども家庭課
5	地域子育て支援センター事業	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う。	拡充 目標事業量: 5箇所	こども家庭課
6	保育所による地域子育て支援事業	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。	拡充 目標事業量: 34箇所	こども家庭課
7	「つどいの広場」 (3-(2)-1の再掲)	主に乳幼児を持つ子育て中の親や子の交流、集いの場を提供する。	新規 目標事業量: 10箇所	こども家庭課
8	ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	拡充	こども家庭課
9	家庭児童相談	子どもに関する知能、ことば、いじめ、不登校、家族関係などについての相談に応じる。(保育所入園審査、1歳6か月・3歳児健診に関する事後フォロー、グループ指導会の実施、就学指導委員会)	拡充	こども家庭課
10	女性のための相談事業	女性が抱えるさまざまな悩みに対応するための相談に応じる。	継続	男女共同参画課 こども家庭課

5 - (2) 保育サービスの充実

多様化、増大する保育ニーズに応えるため、通常保育・延長保育等の充実に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	通常保育事業	保育に欠ける児童を保護者に代わり保育所で保育する。	拡充 目標事業量: 3,098人 (待機児童0人)	こども家庭課
2	延長保育事業	保育所の開所時間を延長し、保育ニーズへの対応を図る。	拡充 目標事業量: 1,090人 35箇所	こども家庭課
3	統合保育事業	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	拡充	こども家庭課
4	土曜保育事業	土曜日の保育を平日と同様に行う。	新規	こども家庭課
5	産休明け保育事業	公立保育所において生後8週間の乳児の保育を実施する。	新規	こども家庭課
6	公立保育所の運営方法の検討	指定管理者制度の導入等を踏まえ、公立保育所の運営方法について検討する。	新規	こども家庭課
7	法人立保育所への支援	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。	拡充	こども家庭課
8	家庭保育室委託事業	保護者の就労等により保育に欠ける3歳未満児の保育業務を家庭保育室に委託する。	拡充	こども家庭課
9	認可外保育施設への助成制度	乳幼児(0、1、2歳児)を保育している認可外保育施設への助成制度の充実を図る。	拡充	こども家庭課
10	認可外保育施設等の認可化支援	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	拡充	こども家庭課
11	幼稚園での預かり保育事業	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で行っている預かり保育事業の支援を行う。	拡充	こども家庭課
12	保育士研修	保育の質を高めるため、公立・法人立保育所及び家庭保育室保育士の研修を行う。	継続	こども家庭課
13	保育サービス評価の仕組の導入検討	保育サービスの質の向上を図るため、第三者機関が専門的・客観的な立場から評価する仕組の導入を検討する。	新規	こども家庭課
14	認証保育所制度の検討	保育の質の向上を図るため、市独自の認証保育所制度について検討する。	新規	こども家庭課

5 - (3) 子どもの健全育成の取組

すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長するよう、放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	子どもに関する条例	未来を担うすべての子どもたちが、ひとりの人間として健やかに育つことができ、個性と主体性を尊重する子どもに関する条例について検討する。	新規	人権推進課 青少年課 こども家庭課 教育指導課
2	人権保育	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進する。	拡充	こども家庭課
3	児童手当	小学校第3学年修了前の児童を養育している保護者に対し、手当を支給する(所得制限あり)。	継続	こども家庭課
4	就園奨励費	満3歳から5歳までの幼児を幼稚園に通園させている保護者に、国の基準に基づいて保育料等の補助を行う。	継続	教育財務課
5	スポーツ少年団 (2—3—7の再掲)	子どもの健全な成長・発達に必要な体力を高めるよう、スポーツ少年団の育成指導を行う。	継続	市民スポーツ課
6	学校体育施設 開放事業 (2—3—8の再掲)	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、市内の小学校及び中学校の体育施設を住民に開放する。	継続	市民スポーツ課
7	地域組織活動 への研修	保健推進員に対し、妊婦訪問等母子保健事業についての研修を実施する。また、他の団体からの教室依頼に協力する。	拡充	総合保健センター
8	児童館	今後における公共施設整備に児童館機能の複合化を図り、児童の健全育成活動を行う。	拡充	青少年課
9	児童遊園	幼児・児童を交通事故から守り、異年齢児交流及び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を踏まえ、整備する。	継続	青少年課
10	児童館機能の 整備	児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、体力の増進を図り、かつ、自然に親しむ心を養う。	継続	青少年課
11	青少年市民会 議	家庭、学校、関係機関、団体、地域が連携して青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進する「川越市青少年を育てる市民会議」の支援を行う。	継続	青少年課
12	青少年団体	青少年団体を支援し、その活動の充実を図る。また、青少年団体が行う野外活動の財政的支援を行い関係機関との連携を図る。	継続	青少年課
13	「子ども110 番の家」	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「子ども110番の家」に対する支援を行う。	継続	青少年課

14	青少年の体験活動事業	友好都市北海道中札内村を中心に中学生を対象にした体験学習、研修を行う少年の翼を実施する。小学生を対象にしたキャンプ、たこ作り、遊びを通じて仲間作りをする「わんぱく共輪国」などを支援する。	継続	青少年課
15	非行防止活動	少年指導センターにおいて、少年補導員を中心とした街頭補導活動を実施するほか、少年相談にも応じ、非行を未然に防ぐ活動を実施する。更に関係機関と連携し、サポート体制の強化を図る。	継続	青少年課
16	不登校児童生徒支援スタッフ事業	市立小中学校に配置し、不登校児童生徒に対し家庭訪問や学習支援、相談活動等を行う。	継続	教育研究所
17	適応指導教室	教育総合相談センターにおいて、不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通してよりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行う。	継続	教育研究所
18	地域子どもサポート推進事業	子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むために、学社連携・融合の視点から学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となって、さまざまな子どもたちの体験や学習活動をサポートする。	拡充	生涯学習課
19	ブックスタート事業	総合保健センターが行う4か月児健診の際、乳児とその保護者に育児支援としてのメッセージを伝えながら絵本等の入ったブックスタートパックを手渡す。	継続	中央図書館
20	いないいないばあのおはなし会	乳幼児とその保護者を対象にわらべうたを中心にふれあい遊びを行う。乳幼児向けの絵本の紹介も行う。	継続	中央図書館
21	民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会及び主任児童委員部会において、子育て支援などに関する研修会を実施する。	継続	生活福祉課
22	スチューデントサポーター派遣事業	学生ボランティアが家庭訪問等を通して不登校児童生徒に学習支援や相談活動等を行う。	継続	教育研究所

5 - (4) 体験活動・交流の促進

子どもが様々な体験活動や交流を通じて、心豊かに成長するよう、体験活動・交流の促進に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	川越PTA連合会活動	PTA活動をさらに充実するため、各小中学校のPTA役員向けに運営講座を行う。	継続	生涯学習課
2	子育て体験学習 (1-(3)-3の再掲)	学校からの依頼により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	新規	総合保健センター
3	川越市子ども会育成者団体連絡協議会活動	子ども会育成団体の自主性を尊重しつつ、相互の連絡協調を図り、その向上発展を期するため、補助金を交付する。	継続	生涯学習課
4	地域人材活用事業	各学校が特色ある学校づくりを推進していくため地域の人材を活用する。中学校部活動、道徳、学級活動、総合的な学習の時間等において多様な学習機会を提供する。	継続	学校管理課
5	中学生社会体験事業 (2-(1)-2の再掲)	全市立中学校において、地域の事務所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	継続	教育指導課
6	生きがい活動支援通所事業	霞ヶ関東小学校の空き教室を利用したデイサービスセンターで、利用者と在校生が授業、学校行事等を通じて交流を図る。	継続	高齢者いきがい課
7	体験学習（小学生対象）	子どもの自然体験や社会体験活動の振興を促す事業を実施する。	継続	中央公民館
8	土曜体験教室 (2-(2)-14の再掲)	学校週5日制対応事業として、子どもに豊かな体験の場を提供するため、藍染めや鎧の着装、和紙作りやお正月飾りの作製等の体験を行う。	継続	博物館
9	子ども博物館教室 (2-(2)-15の再掲)	子どもに博物館に親しんでもらうとともに、身近な川越の歴史や文化財への理解や関心を深めるため、川越の歴史や文化についての学習、はにわ作りや昔の織物の体験などを行う。	継続	博物館
10	夏休み子ども体験 (2-(2)-16の再掲)	学校との連携を図り、夏季休業日を活用して、学校教育と連動した学習や体験の場として、ミニ縄文土器作りや和楽器の体験などを行う。	継続	博物館
11	昔の遊び (2-(2)-17の再掲)	昔のいろいろな遊びを体験することを通して、当時の人々のくらしや文化に親しむことを目的に、ペーゴマ回しやわりばし鉄砲作り、紙芝居など、昔の遊びを体験する。	継続	博物館
12	海外姉妹都市交流事業	平和な社会を築くため、海外姉妹都市との交流を通じて、子どもたちの国際理解を深める。	継続	国際交流課

5 - (5) 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域で子育てする家庭への支援を充実するため、子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	「つどいの広場」 (3-2)-1の再掲)	主に乳幼児を持つ子育て中の親や子の交流、集いの場を提供する。	新規	こども家庭課
2	地域子育て支援センター事業 (5-1)-5の再掲)	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う。	拡充	こども家庭課
3	保育所による地域子育て支援事業 (5-1)-6の再掲)	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。	拡充	こども家庭課
4	子育てサークルへの出前講座	各地区公民館等で活動するサークルからの育児等に関する教室・相談等の要望に対し、保健師・保育士・栄養士等が出向き、協力する。	拡充	総合保健センター こども家庭課
5	子育てサークルへの施設提供	子育てサークルへの活動の場の提供を行う。	新規	中央公民館
6	子育てサロン事業	公民館を会場に子育ての悩みや情報を分かち合うサロンを開設する。	拡充	中央公民館
7	子育てサポーター養成講座	子育てを支援する地域のサポーターを養成する。	継続	中央公民館
8	子育てネットワーク事業	子育てに関する情報を共有するため、子育てサークル・保育所・幼稚園・認可外保育施設等による子育てネットワークづくりを行い、市内の子育て支援体制を整備する。	新規	こども家庭課

5 - (6) 子育て情報提供の充実

子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育て情報提供の充実に努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	育児情報発信活動	育児に関する市の情報や、関係機関の協力をもとに集めた公園・外出先で役立つ情報、サークル活動・保育所や幼稚園等社会資源の情報、イベント等を母子健康手帳・健康づくりスケジュール・育児中の母親達が作った情報誌・子育てカレンダー・市のホームページ等を活用して情報発信を行う。	拡充	総合保健センター こども家庭課

2	育児サークル支援	公民館等で活動するサークルに対し、自主的な活動を支援していく。（サークル一元化に当たっての話し合いの場の提供及び助言・育児情報誌等の作成の援助・要望による子育て出前講座の実施等）	拡充	総合保健センター こども家庭課
---	----------	---	----	--------------------

目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進

6 - (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見及び迅速かつ適切な保護のための体制を整備するため、育児家庭支援事業、児童虐待防止ネットワーク会議等により児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、再発予防のため、相談体制の充実に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	育児家庭支援事業	国の「育児支援家庭訪問事業」の趣旨を踏まえて、健診未受診者の把握等から養育（育児）支援が必要な家庭に対し、ヘルパーや専門職（保健師、保育士等）を派遣し、養育支援を行う。健診未受診者の把握については、主任児童委員等地域の関係機関との連携を行い、川越市児童虐待防止ネットワーク実務者会議を派遣検討の場として充実させる。	拡充	総合保健センター こども家庭課
2	家庭児童相談 （5-1)-9の再掲）	子どもに関する知能、ことば、いじめ、不登校、家族関係などについての相談に応じる。（保育所入園審査、1歳6か月・3歳児健診に関する事後フォロー、グループ指導会の実施、就学指導委員会）	拡充	こども家庭課
3	児童虐待防止ネットワーク会議	川越市児童虐待防止ネットワーク会議において、関係機関の連携強化を図り、虐待の予防・早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な保護等虐待防止対策を講じる。 また、要保護児童対策地域協議会への移行について検討を行う。	拡充	こども家庭課
4	ふれあい親子支援事業	育児不安が強く支援が必要な保護者のグループに保健師・臨床心理士も加わり開催する。自分の悩みや考えを語ることで心理的安定を図り、児童虐待を予防する。（こども家庭課・児童相談所と連携）	継続	総合保健センター
5	保健師による訪問指導	保健師が育児困難等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携しながら個別的な関わりを持ち、虐待の発生を防止する。	継続	総合保健センター

6 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、相談体制を充実するとともに、日常生活支援や母子寡婦福祉資金の貸付等ひとり親家庭の自立支援の推進に努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	母子家庭相談	母子自立支援員が、母子家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じる。 また、養育費が確保できるよう、法律相談や家庭裁判所等関係機関を紹介する。	継続	こども家庭課
2	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親又は児童が、一時的に傷病や技能習得等のため日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う。 (川越市社会福祉協議会に委託)	継続	こども家庭課
3	高等技能訓練促進費支給事業	母子家庭の母の訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上養成機関で修業する場合、一定期間「高等技能訓練促進費」を支給する。	継続	こども家庭課
4	母子寡婦福祉資金	母子家庭及び寡婦家庭の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行う。	継続	こども家庭課
5	児童扶養手当	父親がいない又は父親が重度の心身障害を持つ家庭で、18歳になる年の年度末までの児童を養育している者に手当を支給する。	継続	こども家庭課
6	川越市遺児手当	父母のいない(父母が児童と別居し、扶養していない場合も含む)義務教育終了前の児童の保護者に、手当を支給する。	継続	こども家庭課
7	母子自立支援施設すみれ館	母子家庭又はそれに準ずる事情にある家庭で、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子共に入所させ、保護・指導を行うと共に自立を支援する。	継続	こども家庭課
8	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等に医療費の補助を行う。(支給要件あり)	継続	福祉医療課

6 - (3) 障害児施策の充実

障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制等の充実等障害児施策の充実に努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	生活サポート事業	在宅の障害児及びその家族の必要に応じて、一時預かり、送迎などのサービスを身近な場所で迅速、柔軟に提供することにより地域生活を支援する。	継続	障害者福祉課
2	緊急一時保護事業	保護者等の冠婚葬祭等により、緊急に保護を必要とする障害児(身障手帳1～3級、療育手帳A～B)を一時的に保護することにより、円満な家庭生活の維持と福祉の増進を図る。	継続	障害者福祉課
3	障害児への補装具等の交付	障害児が日常生活を送る上で必要な補装具、日常生活用具等を交付(給付)する。(交付・給付要件あり)	継続	障害者福祉課
4	障害児への各種手当の支給	在宅の障害児に在宅心身障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図る。(支給要件あり)	継続	障害者福祉課 こども家庭課
5	障害児者地域療育等支援事業	在宅の障害児とその家族に対し、専門のコーディネーターが福祉に関する情報提供を行い、相談に応じる。	継続	障害者福祉課
6	障害者総合相談会	在宅の障害児とその家族に対し、より身近な相談先として、身体・知的・精神の専門のコーディネーターを定期的に1箇所に配置し、総合的な相談に応じる。	継続	障害者福祉課
7	紙おむつ給付事業	在宅で、失禁状態にあるため排泄の介護を必要としている3歳以上の障害児(身障手帳1・2級、療育手帳A・A)に対し、紙おむつを一定金額以内で現物給付することにより、経済的負担を軽減する。	継続	障害者福祉課
8	統合保育事業 (5-(2)-3の再掲)	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	拡充	こども家庭課
9	グループ指導会	主に発達につまづきのある3歳児を対象に、将来の集団参加に備えて、小グループにおいてプレイセラピーを中心とした発達支援を行う。	継続	こども家庭課
10	家庭児童相談	保護者、保育所、幼稚園、学校等から発達につまづきのある子どもの相談があった場合、関係機関と連携し、相談に応じる。	継続	こども家庭課

11	障害のある子どもに対する教職員研修事業	LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）等指導法研修会、介助員研修会等により、障害のある子どもに対する指導のあり方について研修する。	継続	教育研究所
12	肢体不自由児認可通園施設	障害のある子どもの社会的・精神的な自立や発達を促すため、ひかり児童園を肢体不自由児認可通園施設として整備することについて検討する。	新規	こども家庭課
13	障害のある子どもに対するサポート事業	障害のある子どもに対して学習支援を行う自立支援サポーターを学校からの要請に応じて派遣する。	継続	教育研究所
14	特別支援教育	一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。	継続	教育研究所
15	ダウン症児を持つ親の会 (1-(1)-26の再掲)	ダウン症児の保護者が情報交換や講演会を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	継続	総合保健センター
16	すくすくクリニック (1-(1)-28の再掲)	未熟児及び主に4か月児健診等で发育・発達に遅れがみられる概ね1歳までの子どもを対象に診察・相談を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。	継続	総合保健センター
17	发育・発達クリニック (1-(1)-29の再掲)	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	総合保健センター
18	こどもの心の健康相談 (1-(1)-30の再掲)	乳幼児健診・相談等で心の健康に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充	総合保健センター
19	身体障害児育成医療給付 (1-(4)-4の再掲)	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会情報等の情報提供を行っていく。	継続	総合保健センター
20	小児慢性特定疾患医療給付 (1-(4)-6の再掲)	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会等の情報提供を行っていく。	継続	総合保健センター

目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

7 - (1) 良質な住宅・良好な居住環境の確保

子育て中の家庭が安心して子育てができ健康に過ごせるよう、良質な住宅・良好な居住環境の確保に努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	特定優良賃貸住宅	中堅所得層のファミリー世帯向けに、居住環境等の良好な賃貸住宅を供給するため、一定の所得者に家賃補助を行う特定優良賃貸住宅の供給を促進する。	継続	住宅課
2	公営住宅における優先入居	市営住宅への入居に際し、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）等特に居住の安定を図る必要のある世帯に対する、優先的な取り扱いを実施する。	継続	住宅課
3	シックハウス対策	居住者等が有害化学物質（ホルムアルデヒド・クロルピリホス）による室内空気汚染によって衛生上の支障が生じないように、建築材料及び換気設備について審査を行う。	継続	建築指導課

7 - (2) 安全な道路交通環境の整備

子どもと親が安心して外出できるよう歩行空間のバリアフリー化や交通安全対策の推進等、安全な道路交通環境の整備に努めます。

№	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	歩行空間のバリアフリー化	幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。	継続	道路建設課 街路課 道路環境整備課
2	屋外広告物の撤去	美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法の規定に基づき、川越市屋外広告物条例に違反して設置される立看板等の簡易除却を実施する。	継続	まちづくり計画課
3	生活道路における安全対策	道路区画線や交通安全看板を設置し、生活道路であることを強調することにより、通過車両の進入の抑制及び通行する際の徐行を促す。	継続	総合交通政策課
4	カーブミラーの整備	見通しの悪い交差点・カーブ等にカーブミラーを設置する。	継続	総合交通政策課
5	交通安全看板	交通安全上危険な交差点等に交通安全看板等を設置し、運転者等に注意を促す。	継続	総合交通政策課
6	道路照明灯	夜間における交通の安全と円滑化を図るため道路照明灯を設置する。	継続	総合交通政策課
7	信号機	交通の安全と円滑化を図る為、川越警察署と連携し、信号機の設置を行う。	継続	総合交通政策課

8	市内循環バス (川越シャトル)	市内の主要な公共施設及び駅周辺等への交通手段として市内循環バス(川越シャトル)を運行する。	継続	総合交通政策課
---	---------------------------	---	----	---------

7 - (3) 安全・安心なまちづくり

公共施設のバリアフリー化や安全に配慮した公園整備等により、安心・安全なまちづくりに努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	ユニバーサルデザインによる都市公園等の整備	車イス、ベビーカー等の乗り入れのための段差解消をはじめ、健康づくりを支援する「いきいきふれあい公園」の整備を行う。	継続	公園整備課
2	旅客施設、車両等のバリアフリー化	鉄道事業者が、駅施設のバリアフリー化をする際に、国・県と協調してエレベータ・エスカレータの設置費用に対して、補助する。バス事業者が、ノンステップバスを導入する際に、国・県と協調してバス購入費の補助を行う。	継続	総合交通政策課
3	ハートビル法に基づく所要の措置	不特定多数の者が利用する建築物の出入口、廊下、トイレ等について、高齢者や障害者等が円滑に利用できるようにするための整備基準に基づいて審査を行う。設計において利用円滑化基準を遵守する。	継続	建築課 建築指導課
4	公共施設等のバリアフリー化	埼玉県福祉のまちづくり条例(平成8年4月1日施行)、交通バリアフリー法(平成12年11月15日施行)等に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進める。	拡充	道路建設課 街路課 道路環境整備課
5	本庁舎のバリアフリー化	本庁舎全エレベーター内及び東側階段に手すりを設置する。本庁舎内階段の主要部分にノンスリップラバーを取り付ける。	継続	管財課
6	本庁舎における、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	本庁舎において、こども用便座・床置き式小便器・ベビーチェアー、授乳室等を設置する。	継続	管財課
7	公園の整備	暗がりのある公園に園内灯を増設する等公園の整備を行う。	継続	公園整備課
8	防犯灯の整備	各自治会からの要望をもとに、防犯灯の新設及び修繕等を行い、安全で安心なまちづくりのための環境整備を行う。	継続	市民活動支援課

7 - (4) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子ども等を交通事故から守るため、交通安全教育の充実を図り、子ども等の交通安全を確保するための活動の推進に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	交通安全教育	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう交通安全教育を行う。	拡充	総合交通政策課
2	児童の登校時の交通の安全確保	交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所立哨して小学校児童の登校時の安全を確保する。	継続	総合交通政策課
3	シートベルトの着用	親水公園まつり等のイベントで、シートベルト衝撃体験を実施し、シートベルトの重要性を児童・生徒に体験認識させる。	継続	総合交通政策課
4	交通安全推進団体への補助	交通安全推進協議会、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導員会に対し、補助金を交付し、交通安全を推進する。	継続	総合交通政策課
5	交通安全運動	川越市、川越警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を行う。	継続	総合交通政策課
6	放置自転車対策	駐輪場等の整備及び管理運営を行うとともに、駅周辺の放置自転車の撤去を行うことで良好な駅前環境を保持する。	継続	総合交通政策課
7	チャイルドシートの使用	着用が義務化されているチャイルドシートの適正な使用の調査・指導を行う。	継続	総合交通政策課

7 - (5) 子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪のない安全な社会を築くため、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を推進し、子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策	防犯対策の緊急性を考慮して、行政の立場で取り組むべき防犯のまちづくりの基本方針に基づく各種施策を行う。	拡充	市民活動支援課
2	庁内における防犯推進体制	防犯のまちづくりをソフト、ハードの両面から総合的、効果的に推進するため、関係部署による防犯推進庁内会議を設置し、それぞれの部署や所管する団体の自主的、主体的な取組を誘導していく方策等を検討する。	継続	市民活動支援課

3	地域における 防犯推進体制	自治会を中心とした活動や地域防犯推進委員、青少年を育てる市民会議、PTA、育成会等の活動を更に充実が図られるよう支援するとともに、それぞれの活動の有機的な連携を図ることにより、市民、事業者が「地域の安全は地域で守る」という認識に立ち、無理なく、無駄なく活動できるよう地域の推進体制が整備されるよう促進する。	継続	市民活動支援課
4	防犯体制	埼玉県、埼玉県警察、川越警察署との連携を更に強化するとともに、既存の活動組織である川越防犯協会、川越市暴力排除推進協議会、川越市犯罪被害者支援推進協議会等と更なる連携を図り、防犯体制を充実する。	継続	市民活動支援課
5	防犯協会、暴力排除推進協議会への補助	川越防犯協会に対し補助金を交付するとともに、川越市暴力排除推進協議会に対し負担金を納入し、防犯活動・暴力排除を推進する。	継続	市民活動支援課
6	犯罪情報・防犯情報	警察等関係機関と緊密な連携を図り、きめ細かな犯罪情報や防犯に関する情報を収集するとともに、広報川越をはじめ、様々なメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を行う。	継続	市民活動支援課
7	防犯並びに暴力排除推進大会	市民の防犯意識の高揚を図るため、防犯並びに暴力排除推進大会を開催する。	継続	市民活動支援課
8	防犯に関する普及啓発活動	自治会等の関係団体に対して、防犯に関する普及啓発活動を実施する。 ・防犯活動ハンドブック等の配布 ・防犯講習会等の開催	継続	市民活動支援課
9	地域安全協定に基づく防犯パトロール活動	川越警察署との緊密な連携の下、市内事業所と「防犯のまちづくりに関する協定」を締結する。主な活動内容は、当該事業所の車両に「防犯マグネットシート」を貼付し通常業務を通じて、その業務に支障のない範囲で、防犯パトロールを実施する。	継続	市民活動支援課
10	市公用車による防犯パトロール	市公用車に「防犯マグネットシート」を貼付し、通常業務を通じて、その業務に支障のない範囲で、防犯パトロールを実施する。	継続	市民活動支援課
11	地域における防犯活動	自治会、商店会を中心に、市民、事業所、NPO、ボランティア団体等の市民活動による自主的な防犯活動を支援する。 ・防犯活動の助言、情報提供 ・防犯グッズの配布（貸与）	継続	市民活動支援課
12	防犯実技研修会	全市立学校教員を対象に、学校における防犯対策を、実技を通して行う研修会を実施する。	継続	教育指導課

13	CAPプログラム	CAP(Child Assault Prevention)プログラムは、子どもへの暴力防止プログラムで、就学前から高校生までの子ども 親 教職員 地域の大人を対象にしており、年齢に合わせて寸劇・歌などを交えて、意見を出し合いながら、権利や暴力に対する対処の仕方を学んでいく。	継続	こども家庭課
14	「子ども 110 番の家」 (5-3-13の再掲)	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「子ども 110 番の家」に対する支援を行う。	継続	青少年課

7 - (6) 被害に遭った子どもの支援の推進

子どもの人権を保護するため、児童虐待防止ネットワーク会議等において関係機関との連携を図りながら、被害に遭った子どもの支援の推進に努めます。

No	事業名	事業の概要	目標	所管課
1	犯罪被害者支援推進協議会への補助	犯罪被害者支援推進協議会に対し補助金を交付し、被害者の要望に即した支援を行う。	継続	市民活動支援課
2	家庭児童相談 (5-1-9の再掲)	子どもに関する知能、ことば、いじめ、不登校、家族関係などについての相談に応じる。(保育所入園審査、1歳6か月・3歳児健診に関する事後フォロー、グループ指導会の実施、就学指導委員会)	継続	こども家庭課
3	児童虐待防止ネットワーク会議 (6-1-3の再掲)	川越市児童虐待防止ネットワーク会議において、関係機関の連携強化を図り、虐待の予防・早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な保護等虐待防止対策を講じる。 また、要保護児童対策地域協議会への移行について検討を行う。	拡充	こども家庭課

2 重点施策

目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

多様化、複雑化する健康に関する諸問題を解決するため、健診・相談・指導体制の充実に努めます。

○乳幼児健診(総合保健センター) 【拡充】

4か月児健診に助産師・1歳6か月児健診に栄養士を導入するとともに問診票を改正し、育児不安についての把握に努めます。また、未受診者の状況把握・受診勧奨の強化に努めるとともに従事者への研修により資質の向上を図ります。

○母親学級・両親学級(総合保健センター) 【拡充】

市内の医療機関と連携をとり、開催日・開催時間を工夫するとともに、母親学級・両親学級の内容の充実に努めます。

○育児関連講座等への協力(総合保健センター・こども家庭課) 【拡充】

保健師・栄養士・歯科衛生士等の出向く機会を増やし、地域での子育てに関する講座の場を増やします。

○未熟児・長期療養児訪問指導(総合保健センター) 【拡充】

健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に、保健師訪問の機会を増やすとともに、ケースカンファレンス・研修会を実施し、担当者の資質向上を図ります。

○乳幼児医療費の助成(福祉医療課) 【拡充】

子どもの健康の確保と、子育て中の親の経済的負担を軽減するため、乳幼児医療費の助成制度の拡充を図ります。

○地域活動栄養士会との協働(総合保健センター) 【拡充】

地域活動栄養士会(PFCの会)の活動を支援するとともに、共催事業の実施等により地域に食育を推進します。

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育むため、市立学校の教育活動・教育環境等の整備・充実に努めます。

○川越市教職員研修事業(教育研究所) 【拡充】

児童生徒にとってもっとも影響力のある教職員の資質向上を目指し、中核市としての教職員研修事業の更なる充実に努めます。

- 指導方法の工夫改善、少人数学級(教育指導課・学校管理課) 【拡充】
少人数学級・少人数指導の充実、生徒指導の充実のため、臨時講師、学習支援員、サポーター等の配置を積極的に推進します。
- 川越市子ども読書活動推進計画の策定・推進(教育指導課) 【新規】
子どもの読書活動を活性化するため、幼稚園・保育所・学校・市立図書館・民間団体等が連携し、家庭の協力を得て様々な施策の推進に努めます。
- 家庭教育講座(中央公民館) 【拡充】
家庭教育のための講演会や学習会の内容の充実を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブ(市民スポーツ課) 【拡充】
青少年の健全育成や地域のコミュニティの形成を主な目的とした総合型地域スポーツクラブの拡充に努めます。

目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

子育てをより楽しく充実したものにするため、子育てについて話し合い、学ぶ場や社会参画の機会の充実に努めます。

- つどいの広場(こども家庭課) 【新規】
目標事業量:10箇所
家庭で子育て中の母親の育児不安や悩みを解消するため、交流し、集える場としてのつどいの広場事業の推進を図ります。
- イベント等への参加促進(全庁的に対応) 【新規】
市が主催するイベント等において、親の参加を促進するために託児を実施します。

目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

仕事と子育てを両立しやすい社会の実現のため、事業主等に対する啓発や、地域における子育ての相互援助活動の推進に努めます。

- 育児休業取得等の推進・啓発(商工振興課) 【拡充】
育児休業取得の推進や女性の再雇用制度の普及等、事業所及び従業員に対して商工団体及び各種セミナーを通じリーフレット等を配布し啓発を推進します。
- 一般事業主との連絡協議会(こども家庭課) 【新規】
仕事と子育てを両立しやすい社会実現のため、一般事業主等に対し、子育て支援策の啓発に努めます。

目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進

子育てしやすい環境を整備するため、市民の多様な保育ニーズに応えるとともに、保育所待機児童の解消に努めます。

また、家庭で子育てをしている母親への支援の充実に努めます。

○学童保育事業(教育財務課) 【拡充】

目標事業量:2,082人(推計ニーズ量2,082人)

学童保育事業の充実に図るため、人員の確保、施設の整備に努めます。

○病後児保育事業(施設型)(こども家庭課) 【新規】

目標事業量:1箇所10人(推計ニーズ量10人)

保育所の設置を予定している医療機関に併設を依頼し、病後児保育(施設型)を実施します。

○一時保育事業(こども家庭課) 【拡充】

目標事業量:24箇所120人(推計ニーズ量290人)

緊急・一時的に保育を必要とする一時保育事業の充実に図ります。

○特定保育事業(こども家庭課) 【新規】

目標事業量:24箇所120人(推計ニーズ量347人)

週に2、3日程度、午前又は午後に柔軟に利用できる特定保育事業の充実に図ります。

○地域子育て支援センター事業(こども家庭課) 【拡充】

目標事業量:5箇所

学校の余裕教室等を利用し、地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う地域子育て支援センター事業の充実に図ります。

○保育所による地域子育て支援事業(こども家庭課) 【拡充】

目標事業量:34箇所

保育所が、地域において子育てに関する中心的な役割を担うため、異世代間交流、育児相談、開放保育等の事業の充実に図ります。

○ファミリー・サポート・センター事業(こども家庭課) 【拡充】

センターを3箇所に増設し、事業の拡大を図るとともに、会員がより使いやすい制度となるように努めます。

○通常保育事業(こども家庭課) 【拡充】

目標事業量:3,098人(推計ニーズ量3,324人)

保育所創設支援、公立保育所の整備、公立保育所の定員弾力化、認可外保育施設の家庭保育室化、家庭保育室への入室の促進、幼稚園預かり保育等により待機児童の解消に努めます。(目標事業量については、認可保育所に対応する数値のみ。市の単独施策は含まず。)

- 延長保育事業(こども家庭課) 【拡充】
目標事業量:1,090人 35箇所(推計ニーズ量 19時まで希望 924人)
保育所の開所時間を延長するとともに、実施保育所を拡充し、延長保育事業の充実を図ります。
- 統合保育事業(こども家庭課) 【拡充】
公立保育所において、障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する統合保育を積極的に推進します。
- 土曜保育事業(こども家庭課) 【新規】
現在、午前中のみ実施している土曜日の保育を、公立20園で平日と同様に実施します。
- 産休明け保育事業(こども家庭課) 【新規】
現在実施していない公立保育所において、産休明け保育(生後8週間の乳児の保育)を実施します。
- 公立保育所の運営方法の検討(こども家庭課) 【新規】
指定管理者制度の導入等を踏まえ、公立保育所の運営方法について検討します。
- 法人立保育所への支援(こども家庭課) 【拡充】
保育サービスの充実を図るため、支援の拡充に努めます。
- 認可外保育施設への助成制度(こども家庭課) 【拡充】
乳幼児(0、1、2歳児)認可外保育施設への助成制度の充実を図ります。
- 保育サービス評価の仕組の導入検討(こども家庭課) 【新規】
保育サービスの質の向上を図るため、第三者機関による評価制度の導入について検討を行います。
- 認証保育所制度の検討(こども家庭課) 【新規】
保育の質の向上を図るため、市独自の認証保育所制度について検討します。
- 地域子どもサポート推進事業(生涯学習課) 【拡充】
子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むため、さまざまな体験や学習活動を行う地域子どもサポート推進事業を実施します。
- 子育てネットワーク事業(こども家庭課) 【新規】
子育てに関する情報を共有するため、子育てサークル・保育所・幼稚園・認可外保育施設等による子育てネットワークづくりを行い、市内の子育て支援体制を整備します。
- 育児サークル支援(総合保健センター・こども家庭課) 【拡充】
公民館等で活動するサークルに対し、話し合いの場の提供及び助言・育児情報誌等の作成の援助・子育て出前講座等の支援を実施します。

目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進

すべての子どもが健やかに成長することができるよう、児童虐待の防止や障害を持つ児童とその家庭等への支援策の充実を図ります。

○ 育児家庭支援事業（総合保健センター・こども家庭課） 【拡充】

健診未受診者の把握等から養育（育児）支援が必要な家庭に対し、主任児童委員等地域の関係機関との連携を行い、養育支援を行います。

○ 児童虐待防止ネットワーク会議（こども家庭課） 【拡充】

児童虐待の防止等に関する法律に基づき、「川越市児童虐待防止ネットワーク会議」を組織し、関係機関の連携強化を図り、児童虐待の予防・早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な保護を行います。

また、児童虐待防止ネットワーク会議の設置目的を達成するため、市民等への周知活動や相談体制の充実を図ります。

○ 肢体不自由児認可通園施設（こども家庭課） 【新規】

障害を持つ子どもの社会的・精神的な自立や発達を促すため、ひかり児童園を肢体不自由児認可通園施設として整備することについて検討します。

目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

親子が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化及び防犯対策の推進に努めます。

○ 公共施設等のバリアフリー化（道路建設課・街路課・道路環境整備課） 【拡充】

親子が安心して外出できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。

○ 交通安全教育（総合交通政策課） 【拡充】

子どもを交通事故から守るため、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を推進します。また、子ども自身が交通事故に遭わないような交通安全教育の充実を図ります。

○ 川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策（市民活動支援課） 【拡充】

防犯対策の緊急性を考慮して、行政の立場で取り組むべき防犯のまちづくりの基本方針に基づく各種施策を推進します。

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第5項の規定により、毎年少なくとも一回、措置の実施状況を公表することとなっています。

また、国が定めた行動計画策定指針では、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要であるとしています。

そのため、庁内関係課により「川越市次世代育成支援対策推進委員会」を組織し、全庁的な体制の下で計画を推進するとともに、計画の実施状況を各年度ごとに把握・点検し、市民に公表します。

(2) 川越市次世代育成支援対策地域協議会の設置

本市では、次世代育成支援対策行動計画の推進を図るため、保護者、関係機関代表者、事業主等からなる「川越市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の実施状況及び課題について協議を行うとともに、計画の推進に関し必要な事項について各年度ごとに検討を行い、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に意見を提案することができることとします。

(3) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

「川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」は、児童福祉に関する事項を調査審議する機関と位置づけられていることから、前期計画の策定について審議いたしました。

平成17年度以降については、総括的に計画の進行管理を行うとともに、計画の推進に関し必要な事項について検討を行うこととします。

2 市民及び関係機関等との連携

この計画の推進に当たっては、行政や関係機関だけでなく、子育て中の親をはじめ地域で子育て家庭を支援する人々、事業主、子育てサークルやNPO等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

3 財源の確保

この計画を推進するためには、多額の財源が必要になることが予想されることから、本市としても、歳入の確保に努めるとともに、歳出の削減に努めます。

また、国に対し、適正な財源措置が図られるよう要望していきます。

